

令和元年5月22日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑の送付先について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑については、平成30年5月25日付け岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知により、質問票の提出をお願いしているところですが、県の組織再編により提出先を下記のとおり変更させていただきましたので、お知らせいたします。

記

1. 質問票提出先

①岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

(岐阜市・岐阜圏域以外に所在する事業所・施設)

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp FAX：058-278-2643

②岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課

(羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡(岐南町、笠松町)、本巣郡(北方町)に所在する事業所・施設)

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階

メールアドレス：c22801@pref.gifu.lg.jp FAX：058-278-3526

2. 質問方法

- ・岐阜県障害福祉課ホームページ(※)に掲載してある「質問票」に記入のうえ、メール、FAX又は郵送により提出してください。

- ・質問票の「質問先」欄で「①障害福祉課」又は「②岐阜地域福祉事務所」を選択してください。

(※) 障害者総合支援法

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html

児童福祉法

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

3. 留意事項

- ・質問票の提出にあたっては、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、Q&A、その他各種通知文書や集団指導の資料等を必ず事前に県や厚生労働省のホームページ等でご確認のうえ、質問いただきますようお願いいたします。
- ・各サービスの人員配置基準や加算の届出にあたってのルールなど事業所等を運営するうえでの基本的な事項については、事業所等において必ず確認していただきますようお願いいたします。
- ・質問内容は、詳細かつ分かりやすく記載いただき、必要な項目はすべて記入してください。(質問内容が不明瞭な場合は、回答できないことがあります) なお、「質問内容」欄の項目、要旨だけでなく、質問にあたって参照された「参考資料・根拠法令等」についても記入してください。
- ・質問内容によっては、厚生労働省に確認を要するなどの理由により、回答に時間がかかることがあります。
- ・特定相談支援事業所に関する内容など、県が所管していない事業に関する質問につきましては、各所管窓口へ直接お問い合わせください。

4. その他

上記の質問によらない新規事業所開設、定員増など、来庁による各所管先との面談が必要となる案件につきましては、事前に担当者あてメールや電話により連絡いただき、日程を確保いただいたうえで来庁をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	田 邊
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		